

ペーパーレスFAX等提供サービス契約約款

令和4年6月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章～第11章 削除

別記 削除

料金表 削除

附則

第1章～第11章 削除

別記 削除

料金表 削除

附 則

(実施期日)

この約款は、平成21年10月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記7の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第2表(附帯サービスに関する料金等)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年1月24日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 削除
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 削除
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年8月10日から実施します。
(旧ペーパーレスFAX等提供契約の廃止等に関する経過措置)
- 2 次表の左欄に定める規定(以下この附則において「廃止規定」といいます。)について、右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成27年7月1日付附則第2項及び3項	「削除」に改めます。
平成28年1月24日付附則第2項から第4項まで	「削除」に改めます。
平成28年5月1日付附則第2項	「削除」に改めます。

- 3 前項の場合において、この改正規定実施の際現に、前項の表の左欄の規定により締結している次表左欄の旧ペーパーレスFAX等提供契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄のペーパーレスFAX等提供契約に移行したものとします。

旧ペーパーレスFAX等提供サービス	ペーパーレスFAX等提供サービス
旧ファクシミリ通信送信機能	ファクシミリ通信送信機能
旧ファクシミリ通信受信機能	ファクシミリ通信受信機能
旧音声通信受信機能	音声通信受信機能
旧ディスク容量割当機能	ディスク容量割当機能
旧電子メール機能	電子メール機能

- 4 当社は、前2項の規定に基づきペーパーレスFAX等提供契約に移行したペーパーレスFAX等提供契約者から当社が別に定める方法にて請求があったときは、前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成28年8月31日までの間に限り、なお従前の条件にて、廃止規定中の旧ディスク容量割当機能(廃止規定に基づく記憶容量の追加割当ての取扱いがあったときはその追加割当てに係るものを含みます。)の提供を継続する取扱いを行います。

ただし、当該ペーパーレスFAX等提供契約者から当該取扱いを終了する旨の申出が

あった場合は、この限りではありません。

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成28年7月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により締結しているペーパーレスFAX等提供サービスに係るペーパーレスFAX等提供サービス契約は、この改正規定実施実施の日に旧ペーパーレスFAX等提供サービスに係る旧ペーパーレスFAX等提供サービス契約に移行したものとし、旧ペーパーレスFAX等提供サービスに関する提供条件（用語の定義を含みます。）は、次に掲げるもののほか、なお従前のおりとします。

(1) 旧ペーパーレスFAX等提供サービスに関する料金

ア 基本利用料

(ア) 適用

区 分	内 容
(1) 旧ペーパーレスFAX等提供サービスに係る基本利用料の適用	旧ペーパーレスFAX等提供サービスに係る基本利用料は、1のユーザIDごとに適用します。

(イ) 料金額

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
基本利用料	950円 (1,045円)

イ 通信利用料

(ア) 適用

区 分	内 容
(1) 旧ペーパーレスFAX等提供サービスに係る通信量の測定	旧ペーパーレスFAX等提供サービスに係る通信量は、ファクシミリ送信機能により送信する画像データの画像シート（画像データを紙面等に出力した場合のその紙面等をいいます。以下同じとします。）の枚数により測定します。 ただし、そのファクシミリ通信が正常に終了しなかったときは測定の対象外とします。

<p>(2) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信利用料の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日）が属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(3) 通信利用料の特別取扱い</p>	<p>契約者は、次の通信について、(イ)の規定にかかわらず、通信利用料の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 特定装置から旧ペーパーレスFAX等提供サービスに係る業務の遂行のため当社が旧ペーパーレスFAX等提供サービス取扱所等に設置している電気通信設備であつて、当社が指定したものへの通信</p> <p>(イ) 特定装置から当社が指定を受けた電気通信番号（番号規則別表第6号に規定するものに限ります。）に係る電気通信回線への通信</p>

(イ) 料金額

送信する画像シート1枚ごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
通信利用料	15円 (16.5円)

(2) 附帯サービスに関する料金等

ア 支払証明書の発行手数料

(ア) 適用

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、(イ) (料金額) の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(イ) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。